

(平成 19 年 6 月 28 日役員会決定)

京都大学知的財産ポリシー

はじめに

京都大学は、産官学連携ポリシーにおいて、「京都大学の基本理念を継承・発展させつつ、大学の社会貢献の一環として産官学連携活動を推進し、大学で創出された研究成果を知的財産として普及・活用を促進する」ことをうたっている。産官学連携活動を通して、知的創造サイクルの形成・活性化を図るためには、本学の研究活動から生み出される知的資産のうち、産業上利用価値があると推定され、かつ知的財産権として保護されるべきものや国際的に通用する基本特許となりうる優れた発明等を権利化・管理し、その活用を図るなどの組織的、戦略的な知的財産の取扱が必要である。

この観点から、本学における知的財産の承継・権利化とその活用のための基本的な考え方について、知的財産ポリシーを定める。

1. 知的財産の帰属

(1) 原則機関帰属

本学の研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究により生じた発明等は職務発明等とし、その知的財産にかかる権利は、原則として本学に帰属するものとする。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、知的財産にかかる権利をその発明者又は創作者に帰属させることができる。

(2) 権利の承継

知的財産の本学への承継にあたっては、質を重視し、将来への活用並びに学問分野の特性等を十分考慮して判断する。

(3) 知的財産に係わる規程等

本学の研究者等が生み出した知的財産の取扱いについては、別途必要な諸規程を設け、その発明者又は創作者としての権利を保障し、研究者の研究遂行意欲の向上を図るとともに、本学及び本学における研究者の責務の一つとして、知的財産の効率的・効果的な活用を通じて社会貢献に資するものとする。

2. 知的財産権の取扱

(1) 発明等の取扱の原則

本学の研究者等は、職務発明等をした場合、産官学連携本部長に届け出るものとする。なお、当該研究者等が、特許出願等を行うことが公共の利益に反すると判断した場合はこの限りではない。

産官学連携本部は、発明等を承継するか否かについて、速やかに委員会において評価を行い、決定する。本学が承継すると判断した発明等については、本学がその責任のもとに出願から権利化までの手続、さらには技術移転活動等の交渉・契約にあたり、その事業化を促す。その際、外部の技術移転機関等との連携のもと効率的・効果的に行う。

本学が承継しないと判断した発明等については、その権利は発明者に帰属する。

(2) 研究成果有体物についての取扱

本学の研究活動に関わる過程で生じた研究成果有体物(著作物は含まれない。)については、その特性に配慮した取扱を定め、研究成果有体物を適正に管理するとともに、本学の研究者等の外部機関との研究協力及び社会貢献を促進する。

(3) データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの取扱

データベース、プログラム及びデジタルコンテンツ(論文・著書・報告書は含まれない。)のうち発明等に関連するもの及び有償で利用許諾または譲渡されるものについては、発明等の取扱の原則に準じて、本学がその著作財産権を組織的に管理・運用する。

3. 知的財産の発掘・管理・活用体制

知的財産の活用は、それが利用される産業分野における企業文化の違いや、企業の知的財産活用方針が異なるなどの多様性を考慮することが不可欠である。従って、本学における知的財産の発掘・管理・活用も分野ごとの産業界の特徴を最大限配慮できる体制を構築することが望ましい。このような状況に鑑み、本学においては、最小限の統一された知的財産取扱のルールを定め、本学全体の情報を一括管理するとともに、各分野の特性に応じた取扱いを尊重した体制とする。その分野としては、

①理工農学分野、②メディカル・バイオ(生命科学)分野、③ソフトウェア・コンテンツ分野の3分野とする。

また、国際的に通用する基本特許となりうる優れた発明等を、費用対効果、リスク回避等にも配慮しつつ戦略的に知的財産として確保し、その活用を図る。

4. 発明者等への補償

知的財産の活用によって本学が収入を得た場合には、発明者、部局、大学に適切に還元する。

5. 知的財産の活用推進

(1) 技術移転の促進

国立大学法人法に規定されている大学の責務である、「研究成果の普及およびその活用の促進を図る」ため、社会及び大学の発展に寄与すべく、効率的かつ効果的な技術移転活動を進める。その際、学外の技術移転機関等との協力関係を構築し、技術移転活動を促進する。

(2) 共同研究の活性化

本学の研究者等が生み出した知的財産の利用価値をさらに上げるため、企業との共同研究の促進をはかる。なお、共同研究から生じた知的財産の取扱については、柔軟かつ効果的・効率的な対応に配慮する。

(3) 研究成果活用型起業支援

知的財産の社会への還元を促進する方策として、起業による発明の事業化も積極的に活用するなど、成果活用型起業を支援する。

(4) 新たな課題への対応

本学は、大学等における知的財産の活用に関し定められた各種指針、ガイドライン等に配慮し、本学内外における研究開発及び事業化の促進に資するため、適正かつ円滑な知的財産の活用を促進するよう努める。

6. 利益相反・責務相反

知的財産の活用を積極的に図るため、本学の研究者等は、産学連携活動に従事する場合、各自の責任のもと本学の利益相反ポリシーに従って行動し、本学は、研究者等の活動を支援するとともに社会に対する説明責任を果たす。

7. その他

本ポリシーの運用を図るために必要な具体的事項については別途定める。